5　尋問に立ち会つた検察官、被告人、被疑者又は弁護人が調書の記載又は記録の正確性について異議を申し立てたときは、申立ての要旨を調書に記載し、又は記録しなければならない。この場合には、裁判長又は尋問をした裁判官は、その申立てについての意見を調書に記載させ、又は記録させることができる。

6　調書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、供述者に当該各号に定める措置をとらせなければならない。

一　調書を書面をもつて作成する場合　調書に署名押印すること。

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　調書の内容が相違ないことを確認した旨を当該調書上明らかにすること。

7　法第百五十七条の六第五項の規定により電磁的記録がその一部とされた調書については、その旨を調書上明らかにしておかなければならない。

8　裁判所書記官は、調書を書面をもつて作成したときは当該調書に記載した事項を、調書を電磁的記録をもつて作成したときは当該調書に記載した事項を、それぞれファイルに記録しなければならない。ただし、当該調書に記載した事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

（被告人、被疑者の陳述の調書）

第三十九条　［略］

2　裁判所又は裁判官が刑事施設に被告人又は被疑者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により被告人又は被疑者に対し被告事件又は被疑事件を告げこれに関する陳述を聴いた場合には、前項の調書には、当該方法によつた旨をも記載し、又は記録しなければならない。

3　第一項の調書（勾留を請求された被疑者に対し被疑事件を告げこれに関する陳述を聴く場合の調書を除く。）については、前条第二項（第六号前段に係る部分に限る。）、第三項、第四項、第六項及び第八項の規定を準用する。

4　勾留を請求された被疑者に対し被疑事件を告げこれに関する陳述を聴く場合の調書については、前条第二項（第六号前段に係る部分に限る。）、第三項、第四項及び第六項の規定を準用する。

（検証、押収等の調書）

第四十一条　検証、差押状を発しないでする押収又は電磁的記録提供命令（法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令をいう。以下同じ。）（同項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）による電磁的記録の提供については、調書を作らなければならない。

2　検証調書には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　［略］

二　［略］

三　［略］

3　押収（電磁的記録提供命令（法第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により電磁的記録を提供させることを除く。）をしたとき又は電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させたときは、押収物の品目又は当該電磁的記録の標目を記載し、又は記録した目録を作り、これを調書の一部としなければならない。

5　尋問に立ち会つた検察官、被告人、被疑者又は弁護人が調書の記載の正確性について異議を申し立てたときは、申立の要旨を調書に記載しなければならない。この場合には、裁判長又は尋問をした裁判官は、その申立についての意見を調書に記載させることができる。

6　調書には、供述者に署名押印させなければならない。

［新設］

7　法第百五十七条の六第五項の規定により記録媒体がその一部とされた調書については、その旨を調書上明らかにしておかなければならない。

［新設］

（被告人、被疑者の陳述の調書）

第三十九条　［同上］

［新設］

2　前項の調書については、前条第二項第三号前段、第三項、第四項及び第六項の規定を準用する。

［新設］

（検証、押収等の調書）

第四十一条　検証、差押状を発しないでする押収又は電磁的記録提供命令（法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令をいう。以下同じ。）（同項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）による電磁的記録（法第九十九条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の提供については、調書を作らなければならない。

2　検証調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　［同上］

二　［同上］

三　［同上］

3　押収（電磁的記録提供命令（法第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により電磁的記録を提供させることを除く。）をしたとき、又は電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させたときは、押収物の品目又は当該電磁的記録の標目を記載した目録を作り、これを調書に添付しなければならない。